山形県建設丁事監督技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、山形県が所掌する建設工事の監督の技術的基準を定めることにより、 監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

「監督職員」とは、山形県財務規則(昭和39年3月23日山形県規則第9号)第132条の規定による契約約款第10条に基づき指定された職員をいい、総括監督員、監督員を総称している。

「契約図書」とは、契約約款及び設計図書をいう。

「設計図書」とは、仕様書、図面、閲覧設計書等をいう。

「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書、共通特記仕様書及び各工事ごとに規定 される特記仕様書を総称していう。

「共通仕様書」及び「共通特記仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

「特記仕様書」とは、共通仕様書及び共通特記仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

「閲覧設計書」とは、工事の入札のために参加するものに対して、発注者が当該工事の 契約条件等を説明するための書類をいう。

「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあたっては、契約図書及び監督職員の指示に従って作成され、監督職員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。

「指示」とは、監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は請負者が書面により同意することをいう。

「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

「提出」とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、工事に係わる 書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

「提示」とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

「報告」とは、請負者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面をもって 知らせることをいう。

「通知」とは、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、工事の施工に

関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は電話、FAX、及び電子媒体により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

「立ち会い」とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。

「段階確認」とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、 出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。なお、関連図書及び条項の欄で「契」は契約書を示し、「共仕」は各工事の共通仕様書を示す。

| n | 114 - 75 - 1 - 1- 1-1-1 | 明本四井刀。必ねま |
|-------------------|---------------------------------------|-----------|
| 項 目 | 業務内容 | 関連図書及び条項 |
| 1.契約の履行の確保 | | |
| (1) 契約図書の内容 | 契約書、設計書、仕様書、図面、及び下記の項 | 契 第11条 |
| の把握 | 目について把握する。 | 共仕 |
| 30,0,1 | 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 | , · · · · |
| | 施工体制台帳および施工体系図の整備 | 共仕 |
| | その他契約の履行上必要な事項 | 八八 |
| | ての心実別の限1」上の安は事項 | |
| (2) 施工計画書の受 | | 共仕 |
| 里 【 | 計画の概要を把握する。 | |
| | 契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協 | |
| | | 共仕 |
| 承諾、協議、受理 等 | 必要により現場状況を把握し、適切に行う。 | |
| (4) 条件変更に関す | 契約書第19条第1項の第1号から第5号まで | 契 第19条 |
| る確認、調査、検 | の事実を発見したとき、又は請負者から事実の | 共仕 |
| 討、通知 | 確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、 | |
| | その内容を確認し検討のうえ、必要により工事 | |
| | 内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。た | |
| | だし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらか | |

| 項目 | 業務内容 | 関連図書及び条項 |
|--------------------------------|--|---------------------|
| | じめ、知事及び山形県事務代決及び専決事務に 関する規程(昭和28年12月21日山形県訓令第49号)第4条の規定による工事請負の支出負担行為に 関する専決者(以下「契約担当者」という。)の 承認を受ける。なお、コンサルタント等に設計 を委託した場合は、必要に応じて設計者の立会 いを求めることができる。 前項の調査結果を請負者に通知(指示する必 要があるときは、当該指示を含む)する。 | |
| (5) 変更設計図面及 び数量等の作成 | 一般的な変更設計図面及び数量について、請負 者からの確認資料等をもとに作成する。 | 契 第19条 共仕 |
| (6) 関連工事との調 整 | 関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し請負者に対し指示を行う。 | 契 第2条 |
| (7) 工程把握及び工 事促進指示 | | 契 第12条 共仕 |
| (8) 工期変更協議の 対象通知 | 契約書第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項 、第20条、第21条第3項、第22条及び第45条第2項 の規定に基づく工期変更について、事前協議及び その結果の通知を行う。 | 共仕 |
| (9) 工事発注者等へ の報告 | | |
| 1) 工事の中止及び 工期の延長の検討 及び報告 | 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。 請負者から工期延長の申し出が合った場合は | 契 第21条 |
| | その理由を検討し契約担当者へ報告する。 | 契 第18~22条 契 第45条 |
| 2) 一般的な工事目 的物等の損害の調 | 工事目的物等の損害について、請負者から通知 を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査 | 契 第29条 |

| 項目 | 業務内容 | 関連図書及び条項 |
|-----------------------------------|--|--------------|
| 査及び報告 | し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内 容を審査し、契約担当者へ報告する。 | |
| 3) 不可抗力による 損害の調査及び報 告 | 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当者へ報告する。 | 契 第31条 共仕 |
| | 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者 へ報告する。 | 契 第31条 |
| 4) 第三者に及ぼし た損害の調査及び 報告 | 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が 損害を賠償しなければならないと認められる場合 は、契約担当者へ報告する。 | 契 第30条 |
| 5) 部分使用の確認 及び報告 | 部分使用を行う場合は、品質及び出来形の確認 を行い契約担当者へ報告する。 | 契 第35条 共仕 |
| 6) 中間前金払請求 時の出来高確認及 び報告 | 中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当者へ報告する。 | 契 第36条 |
| 7) 部分払請求時の 出来形の審査及び 報告 | 部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳 書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行 い、契約担当者へ報告する。 | 契 第39条 |
| 8) 工事関係者に関 する措置請求 | 現場代理人がその職務の執行につき著しく不適 当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理 技術者又は専門技術者、下請負人等が、工事の施 工又は管理につき著しく不適当と認められる場合 は、契約担当者への措置請求を行う。 | 契 第13条 |
| 9) 契約解除に関す | 契約書第48条第1項及び第49条第1項に基づき | 契 第48条 |
| る必 要書 類の作成 及び措置請求又は | 契約を解除する必要があると認められる場合は 契約担当者に対して措置請求を行う。 | 契 第49条 |
| 報告 | 請負者から契約の解除の通知をうけたときは 契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。 | 契 第50条 |
| | 契約が解除された場合は、既済部分出来形の | 契 第51条 |

| 項目 | 業務内容 | 関連図書及び条項 |
|------------------------------|---|--------------------|
| | 調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当 者等へ報告する。 | |
| 2.施工状況の確認等 | 下記の事前調査業務を必要に応じて行う | |
| (1) 事前調査等 | 工事基準点の指示 既設構造物の確認 支給(貸与)品の確認 | 共仕 |
| | 事業損失防止家屋調査の立ち会い 請負者が行う官公庁等への届出の把握 工事区域用地の把握 その他必要な事項 | 共仕 契 第17条 共仕 |
| (2) 指定材料の確認 | 設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立ち会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立ち会い、又は確認を行う。 | 契 第14条~第15 条共仕 |
| (3) 工事施工の立会 い | 設計図書において、監督職員の立ち会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立ち会いを行う。 | 契 第15条 |
| (4) 工事施工状況の 確認(段階確認) | 設計図書に示された施工段階において、別表 1 に基づき、臨場等により確認を行う。 | 共仕 |
| (5) 建設副産物の適 正処理状況等の把 握 | 建設副産物を搬出する工事にあっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあっては、請負者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。 | 共仕 |
| (6) 改造請求及び破 壊による確認 | 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実 を発見した場合で、必要があると認められると | |

| 項目 | 業務内容 | 関連図書及び条項 |
|-------------------------------|--|----------|
| | きは、改善の指示又は改造請求を行う。 契約書第14条第2項若しくは第15条第1項から 第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施 工部分が設計図書に適合しないと認められる相 当の理由がある場合において、必要があると認 められる場合は、工事の施工部分を破壊して確 認する。 | |
| (7) 支給材料及び貸 与品の確認、引き 渡し | 設計図書に定められた支給材料及び貸与品に ついては、その品名、数量、品質、規格又は性 能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。 | 契 第16条 |
| | 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者の指示をうけ引渡し等の措置をとる。 | 契 第16条 |
| 3 . 円滑な施工の確保 | | |
| (1) 地元対応 | 地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に 対し必要な措置を行う。 | |
| (2) 関係機関との協 議・調整 | 工事に関して、関係機関との協議・調整等にお ける必要な措置を行う。 | |
| 4 . その他 | | |
| (1) 現場発生品の処 理 | 工事現場における発生品について、規格、数量 等を確認しその処理方法について指示する。 | 共仕 |
| (2) 臨機の措置 | 災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対し臨機の措置を求める。 | 契 第28条 |
| (3) 事故等に対する 措置 | 事故等が発生したときは、速やかに状況を調査 し、定められた報告網及び書式等により、事故担 当各課を経由し契約担当者に報告する。 | 共仕 |

| 項目 | 業務内容 | 関連図書及び条項 |
|---------------------|---|----------|
| (4) 工事成績の評定 | 監督職員は、工事が完成したときに「山形県建 設工事評定要領」に基づき評定を行う。 | |
| (5) 工事完成検査等 の立会い | 原則として、監督職員は、工事の完成、一部完成、出来形、中間の各段階における工事検査の立会いを行う。 | 共仕 |

附則

- この基準は平成15年4月1日から適用する。 この基準の一部改正は、平成15年6月2日から適用する。

段階確認一覧

| | | | | 生然・生然血目 |
|--|--------------|-------------|--|---|
| 種 別 | 細 別 | 確認時期 | 確認項目 | 確認の程度 |
| 指定仮設工 | | 設置完了時 | 使用材料、高さ、幅、 | 1回/1工事 |
| | | | 長さ、深さ等 | |
| 河川土工 | | 土(岩)質の変 | 土(岩)質の変化位置 | 1回/土(岩)質の変化毎 |
| (掘削工) | | 化した時 | | (),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |
| 海岸土工 | | 100.0 | | |
| (掘削工) | | | | |
| 砂防土工 | | | | |
| (掘削工) | | | | |
| 道路土丁 | | | | |
| · —- n—— | | | | |
| (掘削工) | | | | |
| 渓間土工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | |
| | | | | |
| 山腹土工 | | | | |
| (掘削工) | | | | |
| 道路土工 | | | プルーフローリング実施状況 | 1回/1工事 |
| (路床盛土工) | | 施時 | | |
| 舗装工 | | 路盤工完了時 | 基準高、幅、厚さ、横断 | 1箇所以上/1工事 |
| (路盤工) | | | 勾配、延長、支持力、締 | |
| | | | め固め密度 | |
| | | プルーフローリング 実 | プルーフローリング実施状況 | 1回/1工事 |
| | | 施時 | | |
| 表層安定処理工 | 表層混合処理 | | 使用材料、基準高、幅 | 一般:1回/1丁事 |
| | 路床安定処理 | | | 重点:1回/100m |
| | 置換 | 掘削完了時 | 使用材料、幅、延長、 | 一般:1回/1工事 |
| | | かばロシン ロコ ロバ | | 並:1回/100m |
| | サント゛マット | 処理完了時 | 使用材料、幅、延長、 | 一般:1回/1工事 |
| | 321 (31) | スシエノしJP寸 | 施工厚さ | |
| バーチカル | サント・ト・レーン | 佐丁 吐 | | |
| | | 施工時 | 使用材料、打込長さ | 一般:1回/200本 |
| ドレーンエ | 袋詰め式サンド | <u> </u> | ************************************** | 重点:1回/100本 |
| | | 施工完了時 | 施工位置、杭径 | 一般:1回/200本 |
| | ペーパードレーン | | | 重点:1回/100本 |
| 締固め改良工 | サント゛コンパ゜クション | 施工時 | 使用材料、打込長さ | 一般:1回/200本 |
| | パイル | | | 重点:1回/100本 |
| | | 施工完了時 | 基準高、施工位置、杭 | 一般:1回/200本 |
| | | | 径 | 重点:1回/100本 |
| The state of the s | | • | • | |

| 種別 | 細 別 | 確認時期 | 確認項目 | ・ 単点・単点曲目 ではいる ではない ではない でんしゅう でんしゅう でんしゅう でんしゅう でんしゅう かいまい でんしゅう はいい はい |
|----------------|---------------------------------|-----------------|--------------------------|---|
| 固結工 | 粉体噴射撹拌高圧噴射攪拌 | 施工時 | 使用材料、深度 | 一般:1回/200本 重点:1回/100本 |
| | | 施工完了時 | 基準高、位置・間隔、 杭径 | 一般:1回/200本 重点:1回/100本 |
| | 薬液注入 | 施工時 | 使用材料、深度、注入 量 | 重点:1回/10本 |
| 矢板工 (任意仮設を除 | 鋼矢板 | 打込時 | 使用材料、長さ、溶接部の適否 | 一般:1回/150枚 |
| <) | A□77 ← 1° | 打込完了時 | 基準高、変位 | 重点:1回/100枚 |
| | 鋼管矢板 | 打込時 | 使用材料、長さ、溶接 部の適否 | 一般:1回/75本 |
| | | 打込完了時 | 基準高、変位 | 重点:1回/50本 |
| 既製杭工 | 既製コンクリート杭 鋼管杭 | | 使用材料、長さ、溶接 部の適否、杭の支持力 | 一般:1回/10本 |
| | H鋼杭 | 打込完了時 (打込杭) | 基準高、偏心量 | 重点:1回/5本 |
| | | 掘削完了時 (中堀杭) | 掘削長さ、杭の先端土 質 | |
| | | 施工完了時 (中堀杭) | 基準高、偏心量 | |
| | | 杭頭処理完了 時 | 杭頭処理状況 | 一般:1回/10本 重点:1回/5本 |
| 場所打杭工 | リバース杭 オールケーシング 杭 アースト リル杭 | 掘削完了時 | 掘削長さ、支持地盤 | 試験杭 + 一般:1回/10本 重点:1回/5本 |
| | 大口径杭 | 鉄筋組立て完 了時 | 使用材料、設計図書と の対比 | 一般:30%程度/1構造物重点:60%程度/1構造物 |
| | | 施工完了時 | 基準高、偏心量、杭径 | 試験杭 + 一般:1回/10本 重点:1回/5本 |
| | | 杭頭処理完了 時 | 杭頭処理状況 | 一般:1回/10本 重点:1回/5本 |
| 深礎工 | | 土(岩)質の変 化した時 | 土(岩)質変化位置 | 1回/土(岩)質の変化毎 |
| | | 掘削完了時 | 長さ、支持地盤 | 一般:1回/3本 重点:全数 |
| | | 鉄筋組み立て 完了時 | 使用材料、設計図書と の対比 | |
| | | 施工完了時 | 基準高、偏心量、杭 | 一般:1回/3本 重点:全数 |
| | | グラウト注入時 | 使用材料、使用量 | 一般:1回/3本 重点:全数 |

| 7.E. D.I | /m | <i>T+</i> 1+200+440 | | 里州・里州三目 |
|-------------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------------------|
| 種 別 | 細別 | 確認時期 | 確認項目 | 確認の程度 |
| オープ ンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎 | | 鉄沓据え付け 完了時 | 使用材料、施工位置 | 1回/1構造物 |
| I | | 本体設置前 (オープンケーソン) | 支持層 | |
| | | 掘削完了時 (ニューマチックケーソン) | | |
| | | 土(岩)質の変 化した時 | 土(岩)質変化位置 | 1回/土(岩)質の変化毎 |
| | | 鉄筋組み立て 完了時 | 使用材料、設計図書と の対比 | |
| 鋼管井筒基礎工 | | 打込時 | 使用材料、長さ、溶接 部の適否、支持力 | 試験杭 + 一般:1回/10本 重点:1回/5本 |
| | | 打込完了時 | 基準高、偏心量 | |
| | | 杭頭処理完了 時 | 杭頭処理状況 | 一般:1回/10本 重点:1回/5本 |
| 置換工 (重要構造物) | | 掘削完了時 | 使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤 | 1回 / 1 構造物 |
| 築堤・護岸工 | | 法線設置完了 時 | 法線設置状況 | 1回/1法線 |
| 砂防ダム 治山ダム | | 法線設置完了 時 | 法線設置状況 | 1回 / 1法線 |
| 護岸工 | 法覆工 (覆土施工が ある場合) | 覆土前 | 設計図書との対比 (不可視部分の出来形) | 1回/1工事 |
| | 基礎工、根固工 | 設置完了時 | 設計図書との対比 (不可視部分の出来形) | 1回/1工事 |
| 重要構造物 函渠工 | | 土(岩)質の変 化した時 | 土(岩)質、変化位置 | 1回/土(岩)質の変化毎 |
| (們·繼統) 躯体工(橋台) | | 床堀掘削完了 時 | 支持地盤(直接基礎) | 1回 / 1構造物 |
| RC躯体工(橋脚)橋脚フーチングエ | | 鉄筋組み立て 完了時 | の対比 | 一般:30%程度 / 1 構造物 重点:60%程度 / 1 構造物 |
| RC擁壁 砂防ダム 治山ダム | | 埋戻し前 | 設計図書との対比 (不可視部分の出来 | 1回/1構造物 |
| 治山ダム 堰本体工 排水機場本体工水 | | | 形) | |
| 門工 共同溝本体工 | | | | |
| 躯体工 RC躯体工 | | 沓座の位置決 定時 | 沓座の位置 | 1回/1構造物 |
| 床版工 | | 鉄筋組み立て 完了時 | 使用材料、設計図書と の対比 | 一般:30%程度 / 1 構造物 重点:60%程度 / 1 構造物 |
| 鋼橋 | | 仮組立完了時 | キャンバー、寸法等 | 1回/1構造物 |
| | | | | |

| | | 1 | | 里川 . 里川監目 |
|-----------------|---------------|-----------|----------------|---------------|
| 種別 | 細別 | 確認時期 | 確認項目 | 確認の程度 |
| ポストテンション | | | 設計図書との対比 | 一般: 5%程度/総ケーブ |
| T(I)桁製作工 | | 了時 | | ル数 |
| プ レキャストブ ロック村行 | | 横締め作業完 | | 重点:10%程度/総ケーブ |
| 組立工 | | 了時 | | ル数 |
| プ レビ ーム | | プレストルス導入完 | 設計図書との対比 | 一般:10%程度/総ケー |
| 桁製作工 | | 了時 | | ブル数 |
| PCホロースラフ゛ | | 縦締め作業完 | | 重点:20%程度/総ケー |
| 製作工 | | 了時 | | ブル数 |
| PC版桁製作工 | | PC鋼線·鉄筋組 | 使用材料、設計図書と | 一般:30%程度/1構造 |
| PC箱桁製作工 | | み立て完了時 | の対比 | 物重点:60%程度/1構 |
| PC片持箱桁 | | (工場製作を除 | | 造物 |
| 製作工 | | <) | | |
| PC押出し箱桁 | | | | |
| 製作工 | | | | |
| 床版•横組工 | | | | |
| トンネル掘削工 | | 土(岩)質の変 | 土(岩)質、変化位置 | 1回/土(岩)質の変化毎 |
| | | 化した時 | | |
| トンネル支保工 | | 支保工完了時 | 吹き付けコンクリート厚、ロッ | 1回/支保工変更毎 |
| | | (支保工変更 | が ル打ち込み本数及 | |
| | | 毎) | び長さ | |
| トンネル覆工 | | 施工時(構造の | 設計図書との対比 | 1回/構造の変化毎 |
| | | 変化時) | | |
| トンネルインバー | | 鉄筋組立て完 | 設計図書との対比 | 1回/構造の変化毎 |
| 卜工 | | 了時 | | |
| 区画整理工 | 整地工 | 施工時 | 表土扱い厚 | 一般:1回/1工事 |
| | | | 基盤整地 | |
| 暗渠排水工 | 吸水渠 | 施工時 | 敷設深さ | 一般:1回/1工事 |
| ため池堤体 | 切土状況 | 施工時 | 切土面の地耐力、湧水 | |
| 盛土工 | | | 状況、寸法の確認 | |
| | 試験盛土 | 施工前 | 転圧回数と機種の選定 | 一般:1回/土質毎 |
| | 盛土材 | 施工前 | 土質の確認 | 一般:1回/土質毎 |
| | 盛土 | 施工時 | 仕上がり厚さ、幅、締 | 1211 |
| | _ | | め固め状況等 | [|
| | | 施工完了時 | 仕上がり厚さ、幅、締 | 一般:3回/工程毎 |
| | | | め固め状況等 | |
| ダムエ | 各工事ごと別 | 途定める | 各工事ごと別途定める | <u>I</u> |
| | | | | |

- 注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上設定することとする。なお、「1ロット」とは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。
 - ・重点監督工事:主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響が 大きい工事等をいう。
 - ・一般監督工事:重点監督工事以外の工事をいう。